

Title	関税同盟理論の新展開 : J・ヴァネックの近著をめぐって
Sub Title	A new development in the theory of customs unions : J. Vanek on the issue
Author	大山, 道広
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1966
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.59, No.4 (1966. 4) ,p.394(42)- 411(59)
JaLC DOI	10.14991/001.19660401-0042
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19660401-0042

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

関税同盟理論の新展開*

—J・ヴァネックの近著^{*}をめぐって—

四二 (三九四)

大山道広

〔I〕

第二次世界大戦後、西ヨーロッパを震源地として、地域経済統合の波動が全世界におし寄せたことはあまりにもよく知られている。⁽¹⁾ 若干のタイム・ラグをとまなつてではあるが、経済理論の領域でも経済統合の有効な定義とその理論的展開がようやく緒につこうとしている。バラッサをその開拓者の一人にあげることができる。

彼は、経済統合を、総体的と個別的の二つの観点から把握する。総体的にはひとつの過程 (a process) として、個別的にはひとつの状態 (a state of affairs) として、ひとつの過程としてみれば、経済統合は、異なる諸国の経済単位 (economic units) 相互間の差別を撤去するための諸施策の全系列を内包するものと考えられる。ひとつの状態としてみれば、それは、異なる諸国の経済単位相互間の、何らかの(もしくはすべての)差別の不在を指すものと考えられる。⁽²⁾ すなわち、総体としての経済統合は、国際間のさまざまな経済的差別の逐次の撤廃にともない、国際経済がしだいに単一の経済的次

元に転化していく過程を総称する概念である。これに対して、個別としての経済統合がこの過程における個々の階梯を指称する概念であることはいままでもない。

したがって、かりに経済統合理論とでもいうべきものがあり得るとすれば、それはつぎの二つの部分を構成要素とするであろう。

ひとつは、総体としての経済統合の理論である。これは、経済統合の推移ないし継起の過程に注目し、状態から状態への、階梯から階梯への移行を説明する仮設の構築にむけられる。他は、個別としての経済統合の理論である。これは、統合過程のいくつかのきわだったクロス・セクションに注目し、状態と状態との、階梯と階梯との比較検討にあてられる。しかし、このような構成をもつ経済統合理論はまだその全貌をあらわしていない。

とりわけ前者については、歴史主義の陥穽におちいることなく、経済理論の世界に正当な市民権を要求し得るまでの展開をとげた業績はほとんど見あたらない。後者については、国際的差別の不在の事例として、(i) 自由貿易地域、(ii) 関税同盟、(iii) 共同市

場、(iv) 経済同盟、(v) 完全経済統合、という五つの制度的類型が識別され、これまでに若干の理論的研究がこころみられている。そのなかで、近年経済理論と呼ぶにふさわしい内容をもつにいたったのが、いわゆる関税同盟理論 (the theory of customs unions) である。

もちろん、現実の諸時点で観察される経済統合が、関税同盟やその他の制度的類型によってつねに近似されるわけではない。しかし、目下のところ、この方向での展開がもっともみゆたかな理論的成果を約束しているように見える。関税同盟理論の最近の収獲として、ヴァネックの本書をこことりあげた所以である。⁽⁴⁾

* この稿はもとも書評のつもりで書かれたものである。脱稿後、筆者の判断で、『研究ノート』欄に差替えて頂くことにしたため、読み苦しい点があるかと思う。読者の御寛恕を乞いたい。

** Jaroslav Vanek, *General Equilibrium of International Discrimination: The Case of Customs Unions*. Cambridge Mass.: Harvard University Press, 1965. この稿では、以下つねに「本書」と呼んで、他と区別することにする。

注

(1) もちろん、すべての歴史的生成物に付着する概念がそうであるように、われわれは、経済統合の概念を、狭く、あるいは広く定義することに、その発生の起源を求めて、歴史の近い、あるいは遠い過去へさかのぼることができる。しかし、過去への遡行はこの稿の関心事ではない。この点については、たとえばハバラー「五」

が示唆的である。

(2) バラッサ「二」一—二頁。

(3) ヴァネックは、現在コーネル大学準教授、一九六四年一月以後、アメリカ国務省・国際開発局 (AID) 顧問の職にある気鋭の国際経済学者である。末尾にあげた「一九」のほか、次の著書がある。

The Balance of Payments, Level of Economic Activity, and the Value of Currency: Theory and Some Recent Experiences. Geneva: E. Droz, 1962. *The Natural Resource Content of United States Foreign Trade 1870—1955*. Cambridge Mass.: The M. I. T. Press, 1963.

(4) ヴァイナーは、完全関税同盟のみたすべき要件として次の三点をあげている。(i) 加盟諸国間の関税の完全な撤廃。(ii) 同盟外からの輸入に対する共通関税の設定。(iii) 関税収入の、合意の方式による加盟諸国への配分。(ヴァイナー「二二」五頁。) なお、次も参照。GATT, *Basic Instruments and Selected Documents*, Vol. I (Geneva, 1952), Part III, Article XXIV, sec. 8 (a). 関税同盟理論の定義としてはリブシイのものが標準的である。「一般にいかなる国の関税制度も、諸商品の間、諸国の間、何らかの差別を設けるものである。同一商品に異なる税率が課され、しかもそれが相手国いかによって異なるとき、国家差別がなされるという。関税同盟理論は、貿易障壁の地理的に差別的な (geographically discriminatory) 変化の効果を分析する関税理論の一分科である。」(リブシイ「一〇」四九六頁。)

〔II〕

〔II-1〕
 本書の内容に入る前に、従来の諸成果を簡単にでもふりかえっておくのが順序であろう。⁽¹⁾一九五〇年にヴァイナーの先駆的業績〔二二〕が世に出る前には、関税同盟の結成が同盟内関税の撤廃を意味する以上、かぎられてはいても自由な世界貿易への一歩前進であり、したがって世界の経済厚生 (economic welfare) ……以下たんに厚生と略記する) の増大に必然的にみちびくであろうという謬見が横行していたように見受けられる。⁽²⁾「貿易創出効果」(trade creating effects)、「貿易転換効果」(trade diverting effects) の二概念を導入して、ヴァイナーがこの謬見を糺したことはあらためて詳述する必要もあるまい。
 貿易創出は、同盟内の高コスト生産国から同盟内の低コスト生産国への生産の移転を意味し、貿易転換は、同盟外の低コスト生産国から同盟内の高コスト生産国への生産の移転を意味する。前者は世界の厚生に正の効果をもたらし、後者は世界の厚生に負の効果をもたらし得るであろう。関税同盟結成とともに、貿易創出と貿易転換の双方が生じるであろうから、その結果世界の厚生が増大するか減少するかについて一義的な判断を下すことはできないのである。
 しかし、ヴァイナーは、暗に不変生産コスト (供給の弾力性無限大) を仮定し、消費の代替効果は無視 (需要の弾力性ゼロ) していた。そのため、貿易創出効果、貿易転換効果の二概念による彼の分析が厳密を欠き、制限的であったことを否めない。

ミード〔一三〕は最初にこの点を正しく指摘し、より一般的な仮定の下に、部分的関税同盟 (あるいは域内関税の部分的引下げ) が世界の厚生にもたらす効果を計量化する明確な定式を導出した。他方、ゲーレルス〔四〕およびリプシイ〔九〕は、ヴァイナーが消費の代替効果を無視した点に特に注目して、貿易転換だけを生じようとする関税同盟が一国および世界の厚生を高める場合があることを示して、後者の分析用具の限界を明らかにした。彼らの研究はいくつかの特殊な仮定に依存していたが、最近マイケリー〔一四〕が、その仮定を緩めても、同一の結論の妥当することを論証している。
 ミードが提示した部分的関税同盟の効果分析は、関係諸国の諸財の需給弾力性に関する確定的な知識を前提するとき、はじめてオペレーショナルな意義をもつものとなる。また、かりに関係諸国の需給関数の必要な範囲にわたる確定的な知識を前提するならば、それは完全関税同盟の効果分析としても有意義なものとなり得よう。そのもつとも単純な場合として、線型の需給関数を仮定し、三国貿易モデルの一財市場に限定して、ヴァイナー・ミードのケースを厳密化したものにジョンソン〔六〕がある。通増生産コストを仮定し、消費の代替効果は無視しない場合、ヴァイナーの貿易創出効果、貿易転換効果の二概念に拡張解釈の必要が生じることを明示し、ネットの貿易創出が生じるための条件を、マーンシャル流の「余剰分析」によって定式化したその研究はきわめてユニークである。その後、スプレイオス〔一七〕は、ジョンソンと同じ問題意識にたちつつ、消費の代替効果は無視するとともに当該財の世界生産量を不変と仮定し

て、類似の条件を代数的に求めている。

以上、本書の、(そしてそれに先だつ) ヴァネックの業績を棚上げしたまま、関税同盟理論の主要な収穫をスケッチしてきたが、これで、従来の諸研究の主たる関心は関税同盟の厚生効果 (welfare effect) にむけられていたということがわかるであろう。そのことの当否はしばらくおいて、何故そうであったかについて考えてみると、経済統合の現象的展開からくる要請のほかに、関税同盟の厚生効果の研究が、パレート最適の諸条件がみだされていらない二つの状態の比較をこととするという点に思いをいたさざるを得ない。

ヴァイナーの当時にはまだ明確に自覚されていなかったが、それは、パレート最適の実現をさまたげるような何らかの制約条件の下において、「準最適の諸条件」(sub-optimal conditions) ないし「改善の諸条件」(melior conditions) の究明を志向するセカンド・ベスト理論のひとつの適用例にはかならないのである。この問題の現実的・理論的重要性が、関税同盟理論のこれまでの展開に重要な役割をはたしてきたことは疑う余地がないように思われる。

セカンド・ベスト理論をはじめ系統的にとり扱ったのがほかならぬミード〔一二〕であり、ミードのとり扱いに対する代替物を提示したのがリプシイ・ランカスター〔七〕であったことは、この間の事情をものがたっていて興味深い。⁽⁵⁾リプシイ・ランカスターの「一般定理」からみちびかれる否定的なコローリーによれば、パレート最適の諸条件の(すべてではないが) より多くのものを充足する状態がより少ないものを充足する状態よりもすぐれているとア・プリオ

りに断定することはできない。⁽⁶⁾これによって、ヴァイナー以前の論者がしばしば自明のように考えていた立場がかならずしも成立しないことはただちに明らかであろう。

〔II-2〕

ヴァイナー以来の関税同盟理論の個々の成果にこれ以上たち入ることはおそらくこの稿の範囲を逸脱するであろう。それらに多かれ少なかれ共通して見られる特徴をここで指摘し、ヴァネックの研究の意義を明らかにしておこう。

まず、従来の分析が厚生を増減というノーマティブな側面に向けられ、同盟の前後における諸変数の均衡値の比較というポジティブな側面を見落していたことはさきに一言したとおりである。ヴァネックはすでに前著〔一九〕においてこの点に留意し、超過オフアー曲線 (excess offer curve) という新概念を導入してポジティブな分析を行なっているが、十分に成功しているとはいえない。本書では、それとは異なる手法を用いてまずポジティブな分析を提示し、その基礎の上にノーマティブな分析をうちたてるという方針をたぬいている。これは関税同盟理論の体系化への明らかな一歩前進であろう。

この点に関連して、多くの論者のとりあげたモデルが (明示されているにせよ、されていないにせよ) 部分均衡論のそれであったこともこの分野におけるこれまでの研究の大きな特徴である。多数財のケースをとり扱い得るように工夫されたミードの研究〔一三〕は、ヴァイナー以後の関税同盟理論の最もすぐれたピークではあるが、

本質的にこの点の例外ではない。⁽⁷⁾これに対して、本書では前著にひきつづいて(主として三国二財の)一般均衡モデルによる分析に終始している。その際、代数的手法ではなく、幾何学的手法が用いられ、しばしば諸財の生産を不変とする強い仮定をおかざるを得なかったことが本書の制約である。しかしこれは、一般均衡モデルで関税同盟を論じるときある程度不可避的に生じる技術的困難を反映するものである。⁽⁸⁾ともかくこの難業に直面した点に本書のもうひとつの意義が認められよう。

関税同盟理論のノーマティヴな側面に目を転じると、ミードが同盟の厚生効果の規矩を示したとき、つぎの諸仮定に依存していたことが想起される。すなわち、(i) 各人の効用は基数的に測定可能である。(ii) 効用ないし効用の個人間比較が可能である。(iii) 所得の限界効用はすべての個人について等しい。⁽⁹⁾

関税同盟の設立は、内外の資源配分だけでなく所得分配にも影響を及ぼす。したがって、その結果生じる厚生増減について何かとかがいおうとすれば、資源再配分の効果だけでなく所得再配分の効果を顧慮しなければならない。ミードの定式に代表されるそれは典型的な「基数主義者」(cardinalist)の立場だが、本書においてヴァネックはこれを拒否し、「序数主義者」(ordinalist)の立場に徹している。

前者は所得再分配の効果をそれが生じた状態のまま恣意的な規準によって評価しようとする立場である。これに対して、後者は適当な定額トランスファーによって所得再分配の結果、一部の人がこ

うむった損失を補償するという想定の下に所得再分配の効果を相殺しようとする立場である。ミードの諸仮定を容れないかぎり、後者の立場をとらざるを得ないことは明らかであろう。

ヴァネックは、サミュエルソン「一六」の効用可能性曲線(utility possibility curve)の概念や社会的無差別曲線、あるいは関税切下げに関する自らの定理「二〇」、「二一」⁽¹⁰⁾を駆使することにより、補償原理(compensation principle)の方法を有効に活かし、ミードに見劣りのしない成果を収めている。このように、序数主義の立場を維持して関税同盟の厚生効果を体系的に追求した例はこれまでになかったといえる。本書の意義はこの点にも見出されるであろう。

〔II-3〕
さて、本書の目次は次のとおりである。

- I The Groundwork of This Study
- II Customs Unions among Countries with Dissimilar Structures
- III Trade Effects of Customs Unions: Similar Economies
- IV Global Gains from Restricted Trade in a Two-country World
- V The Gains from Trade of the Union and Individual Countries
- VI Customs Unions and World Income
- VII The Compensating Common Tariff and the Welfare Effects of Customs Unions
- Appendix: Customs Unions Treated by a Three-product General Equilibrium

本書の大半において三国二財モデルが用いられているが、関税同

盟の一般均衡分析の対象としては最も単純なこのモデルがあまりにも制限的である場合には、技術的に可能と目されるかぎり、多数国あるいは多数財への拡張が試みられている。⁽¹¹⁾三国二財モデルの場合、世界がa, b, c三国からなるものとし、a, b二国が関税同盟を結成するものとすれば、同盟結成以前においてa, b二国とc国との間である一財の取引関係がどのようなものであったかに注目して次の八つのケースを区別することができる。⁽¹²⁾

c	M X X M X M O O
b	M X M X O O M O
a	X M M X M X X O
(i)	(ii) (iii) (iv) (v) (vi) (vii) (viii)

ただしXは輸出、Mは輸入、Oは非貿易を表わすものとする。これらのうち、(i)と(ii)、(iii)と(iv)、および(v)と(vi)は二財の仮定によって実質的に同一であり、(vii)と(viii)は関税同盟の分析対象としては最もトリヴィアルである。本書では、(i)と(ii)のケースを「相互に異質的な二国間の関税同盟」として、(iii)と(iv)のケースを「相互に同質的な二国間の関税同盟」としてと

関税同盟理論の新展開

か無視している。それはともかく、第二章で前者を、第三章で後者を対象に関税同盟のポジティブな効果分析を行なったのち、第四章以下ではそのノーマティヴな効果分析を与えるというのが本書の基本的構想である。

第四章では、厚生効果の「序数主義」的評価のために必要な準備として、二国モデルによりつつ、補償原理にもとづく効用可能性の概念を不完全市場のケースに拡張している。ここでの分析と本章の付録にあらわれる「社会的無差別曲線復権の定理」が次章以下の展開の重要な基礎となる。

ひとくちに関税同盟の厚生効果といっても、それは問題とする厚生効果の及ぶ対象いかによって区々に異なるので、すくなくとも次の四つの対象を区別してとり上げる必要があるように思われる。

- (i) A, B 各国 (同盟各国)
- (ii) C 国 (同盟外世界)
- (iii) A—B 国 (同盟)
- (iv) A—B—C 国 (全世界)

これらのうち、理論的に最も重要であり、従来しきりに論じられたのは(iv)に対する関税同盟の厚生効果である。本書では四つの対象を系統的にとり扱うとともに、とりわけ(iv)に多くのスペースをさいている。すなわち、第五章で、(i)、(ii)および(iii)を順次検討したのち、第六章、第七章で(iv)を異なる観点の下に吟味している。

第六章と第七章のちがいは次の点にある。前者の場合関税同盟結

成の結果、損失をこうむる国々(あるいは人々)を以前と変わらない状態に復位させるために理想的な定額トランスファーによる補償がなされるものと仮定し、その後において他の国々(あるいは人々)になお利益が残るか、損失が生じるかが問題とされる。これに対して後者は、同盟結成の結果、利益を受ける公算の大きい全同盟(A-B国)が損失をこうむる公算の大きい同盟外の世界(C国)を、以前と変らない状態に維持するような水準に对外共通関税を設定するものと仮定し、その後において全同盟に利益が残るか、損失が生じるかが問題とされる。

最後に付録では、三国三財の特殊な一般均衡モデルによって、ある単一の加盟国に対する関税同盟の厚生効果を究明している。

注

- (1) 関税同盟理論の展望文献としては、リプシイ「二〇」がすでに古典的名声をかち得ている。最新の業績はふくまれていないもの、これによって従来の展開の概要を知ることができる。
- (2) ヴァイナー以前の、そうした議論のない手のなかには、ハバラーのような大家もふくまれている。詳しくは、ヴァイナー自身の展望と論評を参照されたい。ヴァイナー「二二」、五三頁、脚注。
- (3) ヴァネック「一九」、一八章、三四五―三八七頁。
- (4) ジョソン「六」、四七頁。
- (5) ミード「二二」、九六、一〇二、一一二頁など。リプシイ「二二」カスター「七」、特に一三頁。すでに明らかのように、セカンド・ベスト理論の創始者たるミード、リプシイ「二二」カスターは、同時に

補足したものである。(ヴァネック「一九」、三四七頁、バグワティ「二二」、四八頁、脚注(2)参照。)ここでは、バグワティの分類を更に補足して引用。

- (13) 上記の分類で、(i)と(ii)、(iii)と(iv)、(v)と(vi)、(vii)と(viii)の順にトリヴィアリティの程度が増していくことは明らかであろう。
- (14) 付録でとり扱われている三国三財モデルは、リプシイ「二二」カスター「七」、一八―二二頁のモデルと本質的に同一である。同盟外と同盟相手国の交易条件を不変として、同盟に加盟する単一国の一般均衡解について、代数的・幾何学的な比較静学分析がこころみられている。とくに幾何学的分析が興味深く、リプシイ「二二」カスター「七」の主要な結論が再確認されるとともに、二・三の新しい成果も収められている。

〔III〕

〔III-1〕

本書の随所に展開される獨創性に富む分析を逐一再現することは、この稿の紙数のよくすることも、目的とするところでもない。それらのうちとくに興味深く思われる一例をここに抄出してとりあえずその内容の一端をうかがうことにしよう。

《対外関税補償を実施する関税同盟のケース》⁽¹⁾

a、b二国と爾余の世界を想定する。爾余の世界は単一の国であっても複数の国であってもよい。関税同盟結成以前に、a国はy財を輸出し、関税を課してx財を輸入しており、b国はx財を輸出

関税同盟理論の新展開

関税同盟理論の研究者でもある。これは決して暗合ではない。

- (6) リプシイ「二二」カスター「七」、一一―一二頁。
- (7) 関税同盟の結成にともなう全世界の厚生の変化を示す指標として、ミードが導出した定式は、一般均衡論的な外観を呈している。(ミード「二二」、付録II、一二〇―一二二頁参照。)しかし、実はそれは一般均衡論的定式とは似て非なるものである。(本書、一五頁参照。)ミードの研究のほか、リプシイ「二二」カスター「七」、一八―二二頁、ゲレルス「四」、リプシイ「九」は、三国二財の一般均衡モデルの特殊な場合をとりあつかっている。しかし、関税同盟への一般均衡論的接近として、従来ではもっともすぐれているのではないかと想像されるリプシイの博士論文は、残念なことに、公表されていない。*The Theory of Customs Unions: A General Equilibrium Analysis*, University of London, Ph. D. thesis, unpublished.
- (8) この技術的困難については、ミードとヴァネックの述懐がある。ミード「二二」、六六頁。本書、一〇―一二頁。
- (9) ミード「二二」、三八―四〇、五七頁。
- (10) ヴァネック「二〇」および「二二」の定理とその証明は、本書、八三―八七頁および一一〇―一一九頁にそれぞれ再録されている。
- (11) 関税同盟がある単一の加盟国に及ぼす厚生効果を研究する場合、とくに二財の仮定が制限的となる。その加盟国が同盟外と同質的(競争的)であるか、異質的(補完的)であるかによって、結論に重大な異同が生じるからである。(ヴァネック、本書、一三頁。)したがって、この仮定は、のちに本書の付録で綴められている。
- (12) この分類は、はじめヴァネックが着想し、のちにバグワティが注(14)参照。

し、関税を課してy財を輸入していたと仮定する。これに対して、爾余の世界は(全体として) a国と同じく、y財を輸出し、(関税を課して、あるいは課さずに) x財を輸入していたと仮定する。相互に異質的なa、b二国が関税同盟を結成し、爾余の世界を同盟前(precursor state)と同じ厚生水準に維持するような對外共通関税率を設定するものとする。すなわち、a、b二国は對外関税補償(external tariff compensation)を実施する関税同盟を結ぶわけである。(関税の存在をのぞけば) 国際貿易の純粹理論に常套的な、国内市場の完全性などの諸仮定が留保されるものとする。また、関税収入は定額補助金(lump-sum subsidy)としてすべて民間に還付されるものとする。

このとき、同盟前のa、b二国の均衡点は図1のCa、Cbでありわされよう。かりに、a、b二国の生産が固定的であり、点Pが、a、b二国、x、y二財の一定のボックス・ダイアグラム(かかれしていない)においてこの二国のx、y二財の初期保有量を示す点であるとすれば、点Ca、Cbは、ボックス・ダイアグラムの二つの原点(かかれていない)からはかったa、b二国それぞれの消費均衡点と目されるであろう。またかりに、a、b二国の生産が可變的であり、点Pが、ミードの幾何学の原点であるとすれば、点Ca、Cbは、この原点Pからはかったa、b二国それぞれの貿易均衡点とみなされるであろう。一般性のためには、もちろん後者の観点をとることが望ましい。

さて、点P、Ca、Cbを通る直線は国際貿易線(International trade

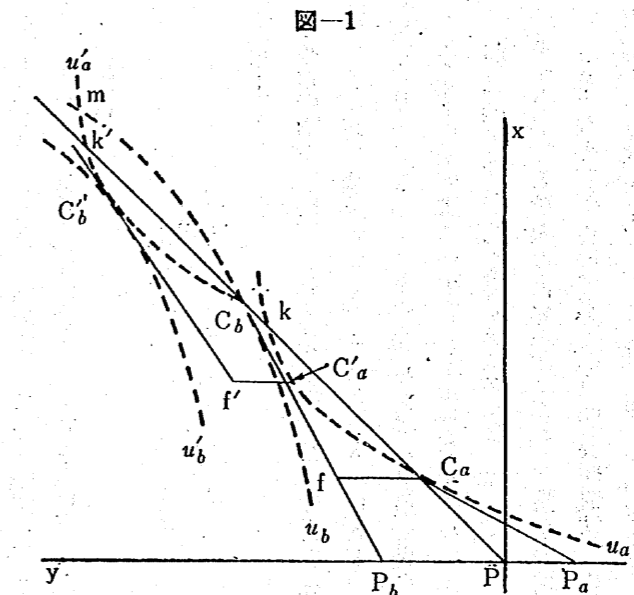


図-1
 E^0 であり、その傾斜は（同盟前）の国際交易条件をあらわしている。この国際交易条件と a、b 二国の国内交易条件との開差 (CaCb の傾斜と CaPa、CbPb の傾斜との開差) が同盟前における二国それぞれ

度を示すことはいうまでもない。

ベクトル CaCb は、a、b 二国と爾余の世界との間の同盟前の貿易をあらわしている。爾余の世界のオフア曲線の弾力性いかんにかかわらず、同盟後にもベクトル CaCb があらわすそれと同一の貿易が同盟と爾余の世界との間に維持されるならば、後者の厚生は、同盟結成によって、何らの影響も受けないであろう。ここで、a、b 二国が関税同盟を結成するとともに、ベクトル CaCb があらわすそれと同一の貿易を爾余の世界との間に存続させるような水準に對外共通関税率を設定するものとしよう。そのとき、全同盟 (a-b 国) の

厚生が増大するか減少するかに応じて、このような對外補償関税を実施する関税同盟の全世界 (a-b-c 国) に対する厚生効果の正負を判定することができる。⁽²⁾

同盟結成によって全同盟 (a-b 国) の厚生が増大するか減少するかを知るためには、適当な所得トランスファーにより、たとえば a 国の厚生水準を同盟の前後を通じて不変に保つとき、b 国の厚生が増大するか減少するかを調べよ。

以上のようにして、同盟の前後を通じて爾余の世界と a 国の厚生水準を不変に維持するとすれば、同盟後における b 国の新しい均衡点は、a 国の貿易無差別曲線 u_a をベクトル CaCb によって左上方に移すことによって得られる u_a 上になくはならない。作図から明らかになように、点 Cb は u_a 上の一点であるが、その点で u_a が b 国の貿易無差別曲線 u_b に接するようにはあり得ない。

ところで、同盟結成とともに a、b 二国の国内交易条件、すなわち国内限界代替率は等しくなるはずである。したがって u_a と接する b 国の無差別曲線 u_b が同盟後の b 国の新しい均衡点となることは容易にわかるであろう。これに対応する a 国の新しい均衡点は u_a 上の点 C_a であり、このとき、ベクトル CaCb は C_aCb に等しい。そして同盟内の交易条件は今や C_aCb の傾斜であらわされることになる。この新しい均衡と斉合的な同盟の對外補償関税の収入は、y 財で測って C_aP となる。同盟の前後を通じて b 国と爾余の世界との貿易は不変であるから、同盟前の関税率とこの對外補償関税率との大小を比べることは、 C_aP と C_aP との大小を比べることと同値である。

図-2では、明らかに $C_aP > C_aP$ 。したがって對外補償関税率 τ 同盟前の関税率だが、これはきわめてあり得べき帰結ではあっても必然的な帰結ではない。⁽⁴⁾

図-2をめぐるこれまでの分析から、貿易無差別曲線の凸性を仮定すれば、爾余の世界と a 国の厚生を不変に維持するとき、b 国の厚生がかならず増大することはただちに明らかである。したがって、次の重要な命題がみちびかれる。

對外関税補償を実施する関税同盟は、全同盟および全世界の潜在的厚生 (potential welfare) ⁽⁵⁾ を増大させる。

相互に同質的な二国間の関税同盟の場合にも同じ命題がみちびかれること、そしてそれが多数財ないし多数国の場合にも妥当することがつづいて論証されているが、割愛せざるを得ない。⁽⁶⁾ この命題の確立を主軸とする第七章の分析は、ヴァネックが自ら誇るように、理論的にも、現実的にも、これまでの研究に見られないすぐれた意義をもつ業績である。⁽⁷⁾

〔III-2〕

右に紹介した分析例のほかに、同様の手法による研究の結果、関税同盟のポジティブないしノーマティブな効果に関するものを中心に、一〇〇余にのぼる命題がみちびかれている。⁽⁸⁾ 関税同盟理論において通常問題がどのように提起され、どのようにこたえられるかの範となる教例を以下に引用してみよう。

(i) 相互に異質的な諸国間の関税同盟の場合、域内貿易は同盟前に比べて拡大し、對外貿易は縮小する蓋然性が高い。⁽⁹⁾

関税同盟理論の展開

(ii) 相互に同質的な諸国間の関税同盟の場合、同盟諸国の同盟前の最高関税水準と最低関税水準の中間のどこかに、同盟の對外貿易に影響せず、全世界の厚生を増大させるような對外共通関税率が見出される。⁽¹⁰⁾

(iii) 関税同盟結成の結果、同盟外の交易条件は不利化する蓋然性が高い。同盟外がかりに単一国であるとすれば、その厚生は減少する。しかし、同盟外が複数の国からなり、それらの間の貿易が関税によって制限されているとすれば、特殊な状況の下では、交易条件の不利化によって、かえって同盟外の厚生が増大することがあり得る。⁽¹¹⁾

(iv) 小規模の関税同盟の潜在的厚生の (正または負の) 増分は、同盟前の加盟諸国の関税水準が高ければ高いほど、ますます大となる。⁽¹²⁾

(v) 関税が普遍的に行なわれている三国二財の世界で、ある一財が一方的な貿易自由化 (完全であれ不完全であれ) を実施する場合、全世界の潜在的厚生は増大することも減少することもあり得る。⁽¹³⁾ しかし、自由化の前後を通じて、その国の消費・限界代替率 (国内価格比率) が極値 (extreme value) をとるものとすれば、すなわち、他の二国のそれよりも大であるか、あるいは小であるものとするれば、全世界の潜在的厚生はかならず増大する。⁽¹⁴⁾

(vi) 三国二財の世界で、域内貿易の一部自由化を実施する部分的関税同盟は、その全部自由化を実施する完全関税同盟よりも、全世界の潜在的厚生を増大させる蓋然性が高い。⁽¹⁵⁾

(VII) 他の条件を同一とすれば、同盟の規模が増大するにつれて、全世界の潜在的厚生(正または負の)増分はますます大となる。⁽¹⁶⁾

(VIII) 他の条件を同一とすれば、同盟外の供給の弾力性が低ければ低いほど、また同盟内のそれが高ければ高いほど、関税同盟の世界生産に及ぼす影響はますます好ましいものとなることが期待される。⁽¹⁷⁾

(IX) 他の条件を同一とすれば、同盟外の関税水準が低ければ低いほど、加盟諸国の同盟前の関税水準が高ければ高いほど、また同盟の対外共通関税水準が低ければ低いほど、全世界の潜在的厚生(正または負の)増分はますます大となる。⁽¹⁸⁾

さて、証明なしにこれ以上こうした引用をつづけてもいたずらに複雑さを増すだけであろう。関税同盟理論の諸命題が、大抵の場合、確定的な条件の下に確定的な主張をひき出すものでなく、非確定的な条件の下に非確定的な主張をひき出すものにすぎないことが理解されれば十分である。引用した諸命題の多くは、異なる設定の下にすでにヴァイナー、ミード等の先賢によって導出されたものである。ヴァネックの功績は、三国二財の一般均衡モデルで、それらが(必要な場合には若干の再解釈をほどこすことによって)妥当することを示しただけでなく、すすんで新しい成果を追加した点にある。⁽¹⁹⁾

(III-3)
最後に、本書のもうひとつの重要な分析例をとり上げ、その主張

を要約するとともに、そこでヴァネックがおかしていると思われる誤謬を指摘しておきたい。僅かな修正をほどこすことにより、その価値を傷つけることなく彼の結論の存命をはかることは容易である。⁽²⁰⁾

《貿易逆転のケース》

a, b, c三国を想定する。関税同盟結成以前に、a国とb国は、それぞれx財を輸出し、関税を課してy財を輸入しており、c国は、逆に、y財を輸出し、(関税を課して、あるいは課さずに) x財を輸入していたと仮定する。相互に同質的なa, b二国が関税同盟を結成し、同盟前の高関税国=b国の関税率を対外共通関税率として採用するものとする。更に、同盟外のc国の交易条件(国際交易条件)は、同盟の前後を通じて不変と仮定する。この最後の仮定は、たとえばc国がa, b二国に比していちじるしく大国であるような場合に近似的に妥当しよう。

図1-2の結構は、図1-1のそれとまったく同じである。しかし、今やa国とb国とが相互に同質的であるため、同盟前のa国の均衡点Caは第二象限に、b国の均衡点Cbは第四象限にあらわれる。そこで、CaCbの傾斜はc国の交易条件(国際交易条件)、CaPaおよびCbPbの傾斜は、それぞれa国およびb国の国内交易条件である。

同盟前のa, b二国の均衡・貿易無差別曲線uaおよびubは、国際交易条件線CaCb上で、それぞれ自国の国内交易条件CaPaおよびCbPbに、点CaおよびCbで接するようにかかれており、同盟前のa, b二国の厚生水準をあらわしている。⁽²⁰⁾ CbPbの傾斜がCaPaの傾斜よりも急にかかっていることは、同盟前のb国の関税率がa国のそ

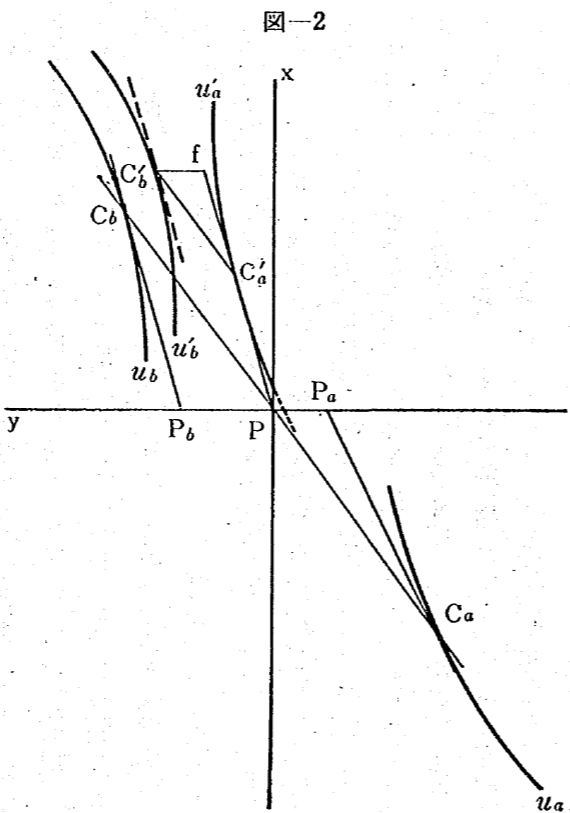


図-2

れよりも高いことを示すものである。このとき、線分 PaPp および PpCb が、それぞれの国およびb国のy財ではかった関税収入をあらわし、ベクトル CaCb が a, b二国とc国との間の貿易をあらわすことはいずれでもない。

関税同盟が結成されると、仮定によってb国の国内交易条件は変化しないが、a国の国内交易条件はb国のそれと等しくなるところまで変化しなければならない。それゆえ、やがてのべる特殊な場合を除けば、同盟後のb国の均衡点が同盟前と同一であるのに対して、同盟後のa国の均衡点は同盟前とは異なるはずである。x財が劣等財でなく、a国の生産変形曲線が原点に対して凹であるとすれば、線

分 CaPb に沿って点Caから左上方へ移動するにつれて、a国のy財・限界代替率(CaPとの接点におけるa国の貿易無差別曲線の傾斜)は一樣に増大する。点Pに到達する以前に、それがb国のy財・限界代替率(CbPbの傾斜)に等しくなる点がCaP上に見出されるならば、その点がa国の新しい均衡点である。

しかし、線分 CaPb 上でa国のy財・限界代替率がb国のそれに等しくなるような点が見出されないならば、事情はまったく変わる。a国は、x財を輸出し、y財を輸入するという同盟前の貿易パターンを逆転させて、y財を輸出し、x財を輸入するという貿易パターンをとるようになるであろう。これを「貿易逆転」(Trade Reversal)のケースと呼ぶことにしよう。

このとき、a国の新しい均衡点は、PからCbPbに平行に引かれたCaPとa国の均衡・貿易無差別曲線uaとの接点Ca'にきまる。貿易逆転のケースでは、b国の新しい均衡点も最早同盟前と同一ではあり得ない。それは、Ca'からCaCbに平行に引かれたCa'Cb'上でCbPbと等しい傾斜をもつb国の均衡・貿易無差別曲線ubとCa'Cb'との交点Cb'にきまるであろう。同盟内の(a国とb国の間の)貿易はベクトル Ca'Pb'で、同盟(b国)とc国の間の貿易はベクトル Cb'Pc'であらわされ、b国のy財ではかった関税収入は、線分C'Pb'であらわされる。

図1-2では、貿易逆転の結果、同盟とc国の間の貿易が減少し、a, b各国の厚生が減少する場合が作図されている。このことから、ヴァネックはただちに次のような結論をひき出そうとする。

「さて、この状況を全体として考えてみると、こうした関税同盟によつては、どの国も受益国となり得ないことがわかる。a国、b国は、双方とも、それぞれの無差別図表の上で以前より劣悪な状態に移行しており、爾余の世界との貿易は減少している。爾余の世界が同盟から利益を得ることはあり得ない。」(傍点筆者)したがって、「貿易逆転が生じるならば、(相互に同質的な諸国)の関税同盟の結成によつて)全世界の所得と厚生は減少する。」

しかし、この結論の一部と、この結論にいたる推論は支持され得ないものである。なぜなら、図12は明らかに貿易逆転の一般的ケースとはいえないからである。

ヴァネックは指摘していないが、貿易逆転が生じるのは、a国のY財輸入に対する禁止的関税率の下限が、b国の同盟前の関税率よりもなお低い場合にかぎられる。そこで、かりにa国が同盟前に下限の禁止的関税率を課していたとすれば、そのときのa国の均衡・貿易無差別曲線は原点Pを通るのである。この場合、同盟結成によつて、a国の厚生が増大することは明らかである。このことが真である以上、無差別曲線の凸性を仮定すれば、下限の禁止的関税率よりも低い関税率で、同盟結成→貿易逆転を通じてa国に利益をもたらすような、同盟前のa国の関税率を見出すことがつねに可能である。したがって、貿易逆転が生じて、a国の厚生が増大する場合があるということになり、「こうした関税同盟によつてはどの国も受益国となり得ない」というヴァネックの主張は否定される。他方、ここでは詳述を避けるが、筆者の分析によれば、貿易逆転

が生じるときには、いつでもb国の厚生が減少すること、a国の厚生が増大するときでも、a国の厚生を同盟前の水準に維持するような、a国からb国への所得トランスファーの実施がb国の厚生を減少を補償するには足りないことが示される。こうして、ヴァネックの推論と結論の一部は修正されることになる。その代り、次の四つの命題が確立されよう。

(i) 相互に同質的な二国が関税同盟を結成し、同盟前の高関税率の関税率と等しい水準、もしくは同盟前の二国のあい異なる関税率の中のある水準に⁽²²⁾対外共通関税率を設定するとき、貿易逆転が生じる可能性がある。

(ii) 貿易逆転が生じるためには、同盟が設定する対外共通関税率が低関税率の禁止的関税率の下限よりも高いことが必要かつ十分である。

(iii) 貿易逆転が生じるとき、高関税率の厚生はつねに減少するが、低関税率のそれは減少する場合と増大する場合があり得る。他の条件を同一とすれば、同盟前の低関税率の関税率が高(低)ければ高いほど、この国の厚生が増大(減少)する蓋然性は⁽²³⁾大である。

(iv) 貿易逆転が生じるならば、全世界の潜在的厚生はつねに減少する。これらのうち、(ii)、(iii)、(iv)の命題は筆者がみちびいたものである。とりわけ、最後の命題(iv)は、ヴァネックの誤謬にもかかわらず、貿易逆転のケースの特異な意義を保証するであろう。

注

- (1) 本書、第四章。特に、一六〇―一六五頁。
- (2) 爾余の世界の厚生が不変のとき、全同盟の厚生が増大することは全世界の厚生が増大することと同値であり、全同盟の厚生が減少することは全世界の厚生が減少することと同値である。
- (3) 「社会的無差別曲線復権の定理」(ヴァネック「二〇」)によつて、ここではシトフスキー・タイプの「良好な形状をもつ」(a perfect behaved) 社会的無差別曲線、ひいては貿易無差別曲線を用いることができる。
- (4) 本書、一六三―一六四頁参照。
- (5) a国、b国、および爾余の世界の効用可能曲面が一樣に原点から遠ざかることがここにいう潜在的厚生の増大であり、それが一樣に原点へ近づくことがその減少である。潜在的というのは、実際にすべての国の厚生がそろって増大したり、減少したりするという保証がないからである。
- (6) 相互に同質的な二国の間の関税同盟の場合については、本書、一六七―一七〇頁、多数財の場合については、同、一七三―一七六頁、多数国の場合については、同、一七六―一七九頁に、それぞれ証明がある。
- (7) 定額所得トランスファーによる補償にくらべて、関税(ないしその他の政策変数)の操作による補償は、しばしば、一層実現可能性が高く、また不完全市場の厚生分析に一層適している。(本書、一八三―一八五頁参照)
- (8) 本書巻末に、これらの命題の要約がある。本書、二二一―二二三頁。

- (9) 本書、二六―三七頁。特に、三三頁。
- (10) 本書、四二―四七頁。特に、四六―四七頁。
- (11) 本書、九二―九七頁。特に、九七頁。
- (12) 本書、一〇四―一〇五頁。
- (13) これはいわゆるミード・オズガの命題である。ミード「二二」、五一―五二頁、オズガ「一五」に、この命題の最初の論証がある。
- (14) 本書、一一〇―一一九頁。特に、一一四―一一七頁。また、ヴァネック「二二」参照。
- (15) 本書、一二二―一二三頁。この命題は、異なる設定の下で、ミードが最初にみちびき、注目を浴びたものである。ミード「二三」、五〇―五一、一一〇―一一一頁参照。
- (16) 本書、一二四―一三〇頁。特に、一二九頁。同じ命題が、ヴァイナー「二二」、五一頁、ミード「二三」、一〇九頁にも見えるが、単純な仮定の下でこれを厳密に論証したものにティンバーゲン「一八」、一五二―一六四頁、がある。
- (17) 本書、一三八―一四四頁。特に、一四三―一四四頁。ヴァネックは、この命題がミードの次の命題を含蓄すると主張している。「加盟諸国の経済が実際に競争的、すなわち同質的であつて、潜在的に補完的、すなわち異質的であればあるほど、関税同盟の結成が経済厚生へのネットの増大をもたらす蓋然性が高い。」(ミード「二三」、一〇七頁) 実質的に同趣旨の命題が、ヴァイナー「二二」、五一頁に始めて現われ、マコウアー・モートン「二二」で一層精細に吟味されている。
- (18) 本書、一四五―一五〇頁。同盟内外の関税水準をめぐるこの命題もヴァイナー以来よく知られているものである。ただし、「同盟

外の関税水準が低ければ低いほど」という条件については、これをみちびいたミードと、逆の見解をとるヴァイナーとの間に齟齬がある。(ミード「二二」、一〇九頁、ヴァイナー「二二」、五二頁。)ヴァイナーの論拠は不明確であって、ミードに利があるように思われる。(バラツサ「二」、四四頁、脚注六一参照。)本書、一四七頁の分析もミードの立場を支持している。

(19) 本書、四七一―五二頁。

(20) ここでは、関税同盟のノーマティブな効果分析だけでなく、そのポジティブな効果分析が問題である。したがって、「社会的無差別曲線復権の定理」に依拠することはできない。この場合の貿易無差別曲線は、社会厚生だけでなく市場行動とかかわりをもたなければならぬからである。それゆえ、この曲線の使用は一層制限的となることに注意すべきであろう。

(21) 本書、五〇頁。

(22) 本書、二一四頁。

〔IV〕

関税同盟理論の流れに裨さしながら、本書の構想と貢献の若干の側面に光をあててきたつもりである。ヴァネックが用いた手法のステップ・ショットとしては以上でも十分であろう。

要約すると、まず本書の構想の特徴として、(i) 関税同盟のポジティブな効果分析の明確な設定とそれにもとづくノーマティブな効果分析の展開、(ii) 一般均衡モデルへの専心、(iii) 序数主義者の立場による厚生評価の貫徹、の三点に従来にない意義を見出す

本書に対するもつと内在的な批判も少なくあるまい。しかし、とりわけ重要だと思われるのは、本書の分析の多くが、全世界および関係各国の産出量を不変とする仮定に依存して展開されていることである。この仮定の下では、関税同盟の「生産効果」が捨象され、「消費効果」だけがとり上げられることになる。ポジティブな効果分析に関するかぎり、この仮定は別に制限的ではない。しかし、同盟の全世界に対する厚生効果を検討する段になると制限的になる。けれども、厚生効果の検討がポジティブな効果分析の基礎の上に成立すべきものであつてみれば、このことの含意として、本書のポジティブな効果分析そのものが不十分だということにならざるを得ない。

しかも、彼がそのポジティブな効果分析からひき出した諸命題に、需要側の要因への言及があつても供給側の要因への言及がほとんどないことは、同盟の生産効果の追求が、可能である場合にさえ不徹底に終つていないことを示すものではないだろうか。

公正のために付言すれば、同盟の全世界に対する厚生効果を論ずるに際して、ヴァネックは、可変的な生産が及ぼす影響を(十分にではないが)かなり見事にとり扱っている。しかし、そこでの彼の議論は、消費効果と生産効果がいつも同符号をもつとはかぎらないことを示している。消費効果だけを考えると、ある関税同盟が全世界の厚生を減少させることが論証されたとしても、逆符号の生産効果によってその帰結が緩和されることはもちろん、くつがえされることもあり得よう。消費効果と生産効果の背馳について、あるい

関税同盟理論の新发展

ことができる。これは野心的といつてもよい構想である。あくまでもそれをつらぬいて、「ヴァイナーとミードの論作を補完する」に足る成果を収めたことは称讃に値しよう。こうした構想の美質も、本書に誇るべき内容がなければ、もちろんいたずらに看板だおれに終るだけであろう。ヴァネックの前著「一九」にその懐があつたこととは否めないが、すでにあげたいいくつかの例からもわかるように、本書がよくその弊からまぬがれているのは流石である。

だが、そこになお足りない点があることはいうまでもない。ヴァネック自身認めているように、関税同盟結成にともなう国際收支調整の問題や、バラツサが「経済統合の動学」(Dynamics of economic integration)と呼んだ長期・動態的效果の究明が本書に欠けていることがまず批判されよう。こうした超越的批判に対しては、本書ではもともとそれらを別の問題として主題から排除しているにすぎないという超越的弁明が可能であろう。

ついでながら、国際收支調整の問題に関しては、前著「一九」にヴァネック自身の暫定的な分析がある。また、「動学」については、ヴァネックの次のような指摘がオーソドックスな反批判を提供するであろう。「関税同盟内での市場拡大が長期的な利益をもたらすとなれば、同盟外での市場縮小は長期的に世界全体の損失を招くことになりはしないだろうか。……中略…… 実際、誘発的な構造変化がない場合にある関税同盟が有益であることを示し得ないならば、そうした関税同盟が(構造変化が生じるような)長期において望ましいと信じるべき理由は薄弱である。」

はその区別についてさえ、本書は総じて十分に慎重であるとはいえない。⁽⁹⁾とはいえ、今やこの点に関する議論は別稿にゆずって、この稿を過度の膨脹から救うべきときであろう。なお批判はつきないが、とにかく本書によって、ヴァネックは、ヴァイナー、ミードのあと、関税同盟理論の分野に第三の里程碑をうちたてたわけである。本書に細瑕があるとしても、その払拭がこの分野にわけ入るものすべての責であるとはいうまでもない。

注

- (1) 本書、八頁。
- (2) バラツサ「二」、一三頁、第II部。
- (3) ヴァネック「一九」、三五九―三六六頁。
- (4) 本書、九頁。また、一五四―一五五頁も参照。
- (5) 生産効果と消費効果の区別についてはすでによく知られているのでくり返さない。しかし、誤解もあるように思われる。正しい解釈はたとえばつきに見られる。ミード「二三」、四四頁、スプレイオス「一七」、一〇二頁。本書の場合、第IV章、第VI章の重要な部分が明示的に、その他の諸章の分析の多くの部分が暗黙裡に、生産効果を捨象し、消費効果だけをとり上げる設定に依存している。
- (6) 本書、四一頁。
- (7) スプレイオスは、つぎの二点の理由によって、生産効果にくらべ消費効果が二次的な重要性しかもたないとしている。(i) 広範な消費パターンが、相対価格の変化に対して低い感応度を示すにす

きないという証拠があること。(ii) 消費効果の測定が生産効果の測定よりも一層困難であること。(スプリレイオス[一七]一〇二頁) この議論は、消費効果への過度の傾斜に対する警告となるであろう。

(8) 本書、一三二―一三四頁。ここでヴァネックは、(i)生産が固定的でない場合、関税同盟の結成は全世界の効用可能性にどのような影響を及ぼすか、(ii)関税同盟の厚生効果のなから消費効果を除去し、どのようにして生産効果を孤立させるか、と二つの問題を検討している。その接近方法はきわめて示唆的ではあるが、成功していないように思われる。

(9) この点に関連して、ヴァネックが、「リプシイ」[八]、「九」のレベルス[四]批判に見られる消費効果の曖昧化に同調しているように受けとられるのは遺憾である。本書、一三三頁。

(10) たとえば、最近の論文でスティーブ・マセッセルは、「関税同盟の効果を、(i) 関税引下げ効果 (tariff reduction component)、(ii) 純粹・貿易転換効果 (pure trade diversion component) の二つの部分に分け、この二つの部分の混同が財政収入源としての関税の意義を中立化することによって、従来の関税同盟理論の価値を貶めつつある」と述べている。「それは、関税引下げが受け入れられなくなるとなると関税同盟が受け入れられるのか、そして、以前に非特惠的な保護によって追求されてきた目的が、どうして関税同盟によってより効果的に追求され得るのかを説明することができなう。」(マセッセル「三」七四六―七四七頁) この批判はもともと本書でも受容される。スティーブ・マセッセルの積極的な研究は「あと見られたい」。“Towards a General Theory of Customs Unions for Developing Countries.” *The Journal of Political Economy*, forthcoming.

513.

[1] Makower, H. and Morton, G., "A Contribution towards a Theory of Customs Unions," *Economic Journal*, Vol. LXIII (March 1953), pp. 33-49.

[2] Meade, J. E., *Trade and Welfare (The Theory of International Economic Policy, Vol. II)*. Oxford: Oxford University Press, 1955.

[3] Meade, J. E., *The Theory of Customs Unions*. Amsterdam: North Holland Publishing Company, 1955.

[4] Michaely, M., "On Customs Unions and the Gains from Trade," *Economic Journal*, Vol. LXXV (September 1965), pp. 577-583.

[5] Ozga, S. A., "An Essay in the Theory of Tariffs," *Journal of Political Economy*, Vol. LXIII (December 1955), pp. 489-499.

[6] Samuelson, P. A., "Evaluation of Real National Income," *Oxford Economic Papers*, n.s. Vol. II (January 1950), pp. 1-29.

[7] Spraos, J., "The Condition for a Trade-creating Customs Union," *Economic Journal*, Vol. LXXIV (March 1964), pp. 101-108.

[8] Tinbergen, J., *Selected Papers*. Amsterdam: North Holland Publishing Company, 1959.

[9] Vanek, J., *International Trade—Theory and Economic Policy*, Homewood, Ill.: Richard D. Irwin, 1962.

[10] Vanek, J., "A Rehabilitation of 'Well-Behaved' Social Indifference Curves," *Review of Economic Studies*, Vol. XXXI (1) (January 1964), pp. 87-89.

[11] Vanek, J., "Unilateral Trade Liberalization and Global World Income," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. LXXVIII (February

参考文献

[1] Balassa, B., *The Theory of Economic Integration*. Homewood, Ill.: Richard D. Irwin, 1961.

[2] Bhagwati, J., "The Pure Theory of International Trade: A Survey," *Economic Journal*, Vol. LXXIV (March 1964), pp. 1-84.

[3] Cooper, C. A. and Massell, B. F., "A New Look at Customs Union Theory," *Economic Journal*, Vol. LXXV (Dec. 1965), pp. 742-747.

[4] Gehrels, F., "Customs Unions from a Single Country Viewpoint," *Review of Economic Studies*, Vol. XXIV (1) (1956-57), pp. 61-64.

[5] Haberler, G., "Integration and Growth of the World Economy in Historical Perspective," *American Economic Review*, Vol. LIV (March 1964), pp. 1-22.

[6] Johnson, H. G., *Money, Trade and Economic Growth*. London: George Allen & Unwin, 1962.

[7] Lipsey, R. G. and Lancaster, K. J., "The General Theory of Second Best," *Review of Economic Studies*, Vol. XXIV (1) (1956-57), pp. 11-32.

[8] Lipsey, R. G., "Mr. Gehrels on Customs Union," *Review of Economic Studies*, Vol. XXIV (3) (1956-57), pp. 211-214.

[9] Lipsey, R. G., "The Theory of Customs Unions: Trade Diversion and Welfare," *Economica*, Vol. XXIV (February 1957), pp. 40-46.

[10] Lipsey, R. G., "The Theory of Customs Unions: A General Survey," *Economic Journal*, Vol. LXX (September 1960), pp. 496-

1964), pp. 139-147.

[11] Viner, J., *The Customs Union Issue*. New York: Carnegie Endowment for International Peace, 1950.